

令和5年第3回玉名市農業委員会総会議事録

令和5年3月6日（月）午後3時30分 玉名市民会館 第1会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	下川 安	2番	高田 優子	3番	村上 孝夫	4番	岡田 正治
5番	坂本 正敏	6番	土田 健一	7番	田端 末雄	8番	本田多美子
9番	岡村 栄一	10番	澤村 哲志	11番	木村 昌治	12番	西本賢二郎
13番	中島 浩輔	14番	徳井 勝美	15番	境 浩之	16番	高島 尚
17番	中山 一久	18番	田上 靖晃	19番	丸山 和則		

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

なし

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推2	梅田 政次郎	推3	田中 正通	推4	小山 包昭	推6	縄田 伊知郎
推7	船津 和利	推8	上田 龍介	推9	平野 雅久	推10	嶋田 裕一
推11	柴尾 覚	推12	高本 昌揮	推13	宮永 義一	推14	東 直幸
推15	大家 泉	推17	永田 眞一	推18	後藤 雄一	推19	坂門 聡一

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1 水本 信之 推5 安田 謙二 推16 園田 勝義

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

次長	宮本真由美	係長	園木 俊範	参事	磯野 真悟
主任	大原 三和	会計年度任用職員	小山久美子		

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第9号 農地法第3条の規定による許可申請について
第10号 農地法第4条の規定による許可申請について
第11号 農地法第5条の規定による許可申請について
第12号 農用地利用集積計画の決定について
第13号 空き家に付随する農地の指定について

報 告

第6号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第7号 農地の形状変更届について
第8号 許可不要転用届について
第9号 荒廃農地の非農地通知について

1. 開 会

○事務局次長（宮本真由美君） ただいまから令和5年3月の農業委員会総会を開会いたします。

本日は農業委員総数19名のうち19名全員の農業委員、そして農地利用最適化推進委員19名のうち、1番の水本推進委員、5番の安田推進委員、16番の園田推進委員から欠席の届けがあつておりますので、農地利用最適化推進委員は16名の御出席となります。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定によりまして会議は成立いたしますので、ただいまから、令和5年第3回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局次長（宮本真由美君） まず、下川会長より御挨拶をいただきます。また、会議規則第5条の規定によりまして議長をお願いし、引き続き議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） それでは皆さん、こんにちは。

事務局長は今、議会があつていまして、一般質問だそうですので、その対応で向こうの議会に行かなければならないということで、事務局は宮本次長で進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

きょうは、懇親会を行うということで時間的にはこの時間で始めさせていただくことになりました。そういうことでお忙しい中、御出席いただきました。本当にありがとうございました。

それから、先月22日に県立劇場で熊本県の農地利用最適化推進ブロック別研修会がありましたけれども、これにもお忙しい中、御参加いただきまして大変お疲れさまでした。

研修でもありましたように、農業経営基盤促進法ですかね、一部改正がありましたので、いろいろな面でまた農業委員の役割が出てくると思います。市が地域計画を作成するとか、農業委員会で目標とする素案を作るとか、もう一つ、下限面積が廃止されましたので、研修会のほうでも説明がありました。それらにつきましては、令和5年度から本格的に動いていくのかなあと考えています。

それで、その手段としてタブレットの活用があると思うんですけれども、前回の研修で中途半端になってしまいました。そのタブレットの活用については、また改めて時間を設けて動かし方の研修会あたりを実施しなければならないかなと考えています。その時は御参加をいただきますようよろしく願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） それでは議案に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、議案の第9号から13号までの116件の議案審議になります。それから、6号から9号、272件の報告がございます。

よろしくお願いいたします。

本日の議事録署名につきましては、委員番号6番の土田健一委員、それから7番の田端末雄委員にお願いいたします。

また、発言の際は、委員番号及び氏名を述べた上で発言をいただきますようよろしくお願いいたします。

併せて、採決の際には、議決権のある農業委員のみの挙手をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（下川 安君） それでは、はじめに、議第9号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。申請件数は9件です。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局次長（宮本真由美君） 事務局の宮本です。1ページをお願いいたします。

議第9号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和5年3月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、熊本市北区と滑石の申請人で、滑石の畑431㎡を近隣農地の所有者に贈与するものです。

2番、熊本市北区と上小田の申請人で、上小田の田1,843㎡を農業廃止と規模拡大のため売買するものです。

3番、三重県四日市市と上小田の申請人で、上小田の田537㎡を労力不足と規模拡大のため売買するものです。

2ページをお願いいたします。

4番、横島町の申請人で、横島町大園の田2,019㎡外9筆、計10,671㎡を子へ生前一括贈与するものです。

5番、横島町の申請人で、横島町横島の畑340㎡外2筆、計1,930㎡を子へ贈与するものです。

6番、天水町の申請人で、天水町部田見の畑135㎡を隣接農地所有者へ贈与するものです。

7番、天水町の申請人で、伊倉南方の田265㎡を隣接地所有者へ贈与するものです。

3ページをお願いいたします。

8番、天水町の申請人で、天水町尾田の畑、樹園地907㎡外1筆、計1,858㎡を労力不足と規模拡大のため賃貸借権を設定するものです。

9番、天水町と熊本市西区の申請人で、天水町小天の畑、樹園地1,676㎡を子へ贈与するものです。

以上9件、合計19,346㎡につきまして、農地法第3条第1項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

去る3月2日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から順に委員の説明をお願いいたします。連続して説明の場合は続けてよろしくをお願いいたします。

それでは、1番をお願いいたします。

○4番（岡田正治君） 4番農業委員、岡田です。

申請地は滑石農協の西にあり、北側は広域農道、東、南、西側は申請地である431㎡の農地です。譲受人は4、5年前ぐらいから野菜を作っており、譲渡人より農業をされるものと思われます。

隣接するものはなく、隣の畑も譲受人が耕作しております。その側面を通過して今、畑に進入しているということです。下限面積もクリアして、何ら問題はないかと思われます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、2番と3番は同じ委員ですので、続けてよろしくお願いいたします。

○推7番（船津和利君） 推進委員番号7番、船津です。2番、3番の案件について説明いたします。

2番の譲渡人は農業廃止、受け人は規模拡大で、この田んぼにつきましては、譲受人が以前より借りてされていて、今、管理しておられるところです。そして売買の話ができたということとなっております。

3番につきまして説明いたします。

これもまた受け人が闇小作といいますか、そういう形で作付けされていた土地を売買されたところです。売渡人は労力不足、受け人は規模拡大で、下限面積も満た

しており何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、4番、5番も同じ委員ですので続けてよろしく願いいたします。

○推14番（東 直幸君） 推進委員14番の東です。

4番の案件は、親から子どもへの贈与になります。娘も30年間ハウスを一緒にやっておられるので、何ら問題ないと思います。

もう一つ、5番ですけど、こちらも同じです。親から子どもへの贈与になります。何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、6番をお願いいたします。

○推17番（永田眞一君） 17番推進委員、永田です。6番の案件について説明いたします。

譲渡人は高齢で労力不足のため、隣接地に隣接する農地を所有する譲受人に贈与する隣接地取得です。

現地調査の結果、何も問題ないと思います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、7番をお願いいたします。

○17番（中山一久君） 17番農業委員、中山です。7番の案件について御説明します。

譲渡人は労力不足のため、申請地に隣接する農地を所有する譲受人（いっこ）へ贈与するものです。

現地調査の結果、何ら問題ないと思います。よろしく願いします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、8番、9番は同じ委員ですので、続けてよろしく願いいたします。

○18番（田上靖晃君） 18番農業委員、田上です。8番の案件について説明します。

申請農地は労力不足の貸人から経営拡張する借人へ貸借を希望する農地です。借人の34歳の女性は農業に専念しており、会社勤めもずっと農協の共販者として毎年平均点以上のみかんを作っております。

以上、借人の下限面積要件も満たしており、何ら問題はないと思います

続いて、9番の案件について説明します。

申請農地は、譲渡人の父から同じ経営体の子へ贈与を希望する農地です。なお、譲受人の子は熊本市在住ですが、毎日天水の樹園地に通勤している農業者です。

以上、何ら問題はないと思いますので、審議のほうをよろしく願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

それでは、今、委員の説明が終わりましたけれども、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(下川 安君) 御意見、御質問がなければ採決に移らせていただきたいと思います。

議第9号農地法第3条の規定による許可申請9件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をよろしくお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第9号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第10号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は2件です。

議第10号には、受付番号2番につきましては、始末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局次長(宮本真由美君) 事務局の宮本です。4ページをお願いいたします。

議第10号農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和5年3月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が築地の田1,444㎡で、転用目的は共同住宅の3棟です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。議第11号2番と関連しております。

2番、申請物件が中坂門田の畑、現況宅地68㎡で、転用目的は進入路です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上2件、合計1,512㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案をしております。

去る3月2日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(下川 安君) はい、事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番につきまして、委員の説明をよろしくお願ひします。

○推2番(梅田政次郎君) 推進委員番号2番、梅田です。1番の案件について説明します。

申請地は共同住宅の建築で、面積は1,444㎡、地域との話し合いをされておられ、給排水計画、雨水、生活雑排水、汚水の処理方法、造成地区完成後の被害防除のほうなどは、別途5条申請の2番との共同計画となっており、そこでの説明となります。

現地調査の結果、何も問題ないと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） ありがとうございます。

次に、受付番号2番につきましては、始末書を担当者が読み上げますので、願います。

○事務局次長（宮本真由美君） — 2番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） はい、今、2番の始末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしく願います。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。2番の案件について説明します。

申請地は中坂門田瀬萩です。先ほど事務局から始末書の説明であったとおり、申請地は既に進入路として活用されています。転用面積は68㎡で、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、4条の申請につきまして、委員の説明が終わりましたけれども、皆さんから御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問なければ採決に移りたいと思います。

議第10号農地法第4条の規定による許可申請2件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第10号につきましては、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第11号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は8件です。

議第11号につきましては、受付番号8番につきましては始末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局次長（宮本真由美君） はい、事務局の宮本です。5ページをお願いいたします。

議第11号農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和5年3月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が立願寺の畑346㎡で、転用目的はクヌギの植栽です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

2番、申請物件が築地の田348㎡で、転用目的は共同住宅3棟です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。議第10号1番と関連しております。

3番、申請物件が山田の田207㎡外3筆、計4,487㎡で、転用目的は建売住宅の14戸です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6ページをお願いいたします。

4番、申請物件が滑石の畑445㎡で、転用目的は事業用地（在庫自動車の保管場所）です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

5番、申請物件が岱明町野口の田21㎡で、転用目的は看板設置です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が岱明町野口の畑24㎡外1筆、計1,397㎡で、転用目的は資材置場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7番、申請物件が岱明町扇崎の田397㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、上下水道管等が埋設されている県道で、おおむね500m以内に2つ以上の公共施設が存在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断しております。

8番、申請物件が横島町横島の畑、現況宅地253㎡で、転用目的は農業用倉庫です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可は可能となっております。報告第6号63番と関連しております。

以上8件、合計7,694㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査をした結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る3月2日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から7番まで、委員の説明をお願いいたします。

それでは、1番、2番、3番をよろしく申し上げます。

○3番（村上孝夫君） 1番の案件について説明します。

申請地は、立願寺のバイパス沿い北側にある植林化して竹林化が進んでいた場所にある農地です。ここにシイタケ栽培をされるものの、クヌギの木を32本植栽するという目的で転用申請なされたものです。

現地調査の時点では、竹林部分が軽く整えてありました。申請地だけを見ると何も問題ないかと思えます。しかし、現地においてこの申請者は、これまで数件の同様目的の転用申請があったのではないかと意見が出たため、事務局に確認をお願いしました。すると平成29年9月にレンタル倉庫の転用許可、また令和3年11月に植林の転用許可が出ておりましたが、進捗状況報告書は未提出だったことがわかりました。そのため、今回はこの申請については保留とし、現状の確認をする必要があると思えます。

御審議のほどをよろしく申し上げます。

続きまして、2番の案件について説明します。

申請地は、医療機関から300mのところにあります。転用面積は348㎡、4条の1で申請があった1,444㎡を足しまして1,792㎡です。共同住宅3棟です。給水は西側市道より給水、雨水は西側水路、北側道路に放流、生活雑排水、西側へ市道本管に合流、汚水も同じです。ブロック盛土防除、万が一被害が生じた場合、申請人が対処するとのことでした。

以上、調査した結果、問題ないと思えます。御審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、3番の案件について説明します。

申請地は老人施設の近くにあります。事業面積は4,487㎡です。建売住宅14戸です。給水は玉名市上水道、生活雑排水・汚水は玉名市下水道です。雨水は道路ぎわ溝へ放流、東側と西側に、北側と東側にL型ブロックを埋めます。万が一被害が生じた場合、申請人が対応するとのことでした。

以上、調査をした結果、問題ないと思えます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、4番をお願いいたします。

○推2番（梅田政次郎君） 推進委員番号2番、梅田です。4番の案件について説明します。

当該地は、現在、譲受人が経営している自動車販売店の隣接地であり、事業上必要な在庫自動車保管の場所に最適であること、譲受人が経営する自動車販売店の在庫自動車を管理できる場所が不足しているため、当該地を転用することにより多く

の自動車を保管できる環境をつくれるものと思います。

現地調査の結果、周りは宅地に囲まれているので、周辺に作物被害防除の点については問題ないと思います。雨水は自然浸透ということ、基本造成は行わないが、事業を行うため近隣への配慮は気を配るということで、現地調査の結果、問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、5番、6番につきましては同じ委員ですので、続けてよろしく願いいたします。

○推11番（柴尾 覚君） 推進委員11番、柴尾です。5番、6番の案件について説明します。

まず5番の案件について。申請地は旧208号線野口交差点より岱明玉名線があるところですね。飲食店から南のほうへ150m行ったところ。住宅地と畑に囲まれた土地で第2種農地です。譲渡地は岱明町野口、田の21㎡です。譲受人は建設会社で、看板を設置するためです。ここには盛土工事なし、土砂流出はないです。雨水については自然浸透ということです。万が一被害が発生した場合は、建設者が責任を持って対処するとのことでした。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく願います。

6番の案件について説明します。

第2種農地です。申請地は今の飲食店からですね、250m南側です。賃借人は野口の土木建設業をしておられる方です。住宅地に囲まれた空き地で第2種農地です。賃貸地は岱明町野口、畑24㎡、田1,373㎡です。賃借人は資材置場として借ります。車両、建設機械、山砂、パネル、ブロックなどです。この空き地には給水、生活排水、汚水などはなしで、敷地内は自然浸透ということです。万が一被害が発生した場合は、借人が責任を持って対処するとのことでした。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく願います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、7番をお願いいたします。

○推13番（宮永義一君） 推進委員13番、宮永です。7番の案件について御説明いたします。

目的は個人住宅です。場所は旧岱明支所より県道を西側に約300m行き、右折し、中学校体育館の横をですね150m行き、左に60m先のところにあります。建屋は木造平屋建てで、隣との境界はブロックを2、3段積み上げ、東側のブロッ

ク塀にはフェンスを設けるそうです。下水道は玉名市のを使用するそうです。雨水は南側道路の側溝に流すそうです。南側の市道より車など進入しやすいように、段差があるのでスロープ式の道にするそうです。

現地を調査したところ問題ないと思いますので、審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

ここで申請番号8番の始末書を事務局担当者が読み上げますので、よろしく願いいたします。

○事務局次長（宮本真由美君） — 8番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） 8番の始末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしく願いいたします。

○15番（境 浩之君） 農業委員15番の境です。8番の案件について説明いたします。

申請地は横島支所より南へ1km行ったところで、申請者はトマト栽培を中心とした園芸農家です。転用面積は253㎡、先ほど事務局から始末書の説明があったとおり、既に農業用倉庫兼住宅が建てられております。給水は地下水を利用、生活排水は集落排水に接続して排水、雨水は西側水路に排水しておられます。周囲は平地で、土砂の崩落等の恐れはありません。隣接地に損害が発生した場合は、申請人の法的範囲で対処するとのことでした。

以上、現地調査をした結果、特に問題ないと思いますので、審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

5条申請につきまして委員の説明が終わりましたけれども、まずは議第1号について委員から「過去に転用許可を受けたけれども、農地転用の行為を実行していない」という御意見もございました。この件の取り扱いについて皆さんから御意見をいただければと思っております。こちらとしては事務局に過去のやつをもう一回調査してもらって、1回保留にしようかな、保留案件として扱いたいなと思っております。皆さんからも御意見をいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○5番（坂本正敏君） 農業委員5番、坂本です。

今の経緯をもう一回事務局から説明していただけないかなと思います。

○議長（下川 安君） はい、わかりました。では事務局のほうから経緯のほうをよろしく願いいたします。

○事務局次長（宮本真由美君） 今回のこの申請の譲受人については「実際に同じような転用目的、それから別の転用目的、いくつかこの法人は転用があるんじゃないで

すか」という意見が現地調査のときに出ました。詳しい方から出ました。ですので、もう一回調べてみらんといかんとじゃないかということを受け、確認をしてみました。すると、私が農業委員会に異動する前に許可があった案件がいくつか見つかりまして、きちんと進捗状況の報告まで完了が終わっているところもありました。ただ、終わっていない案件が、先ほど村上委員の説明の中でありましたけれども、同じ植林で申請がしてあるところ、それからレンタルの倉庫として申請がしてあるんですけども、最近の地図アプリの写真を見てみたんですけども、なされてないような状況が実際ありましたので、これが農地転用の行為を行うのに必要な資力はあると思うんですが、信用があると認められない場合の転用許可の一般基準のある程度基準があるというのを、私も最近調べてわかったんですけども、信用性の問題として取り上げる必要があるのかなあと思ったところです。それで今回は保留が妥当なのかなと感じてはおります。今回の申請書については何も問題はなかったと思いますけど、以上です。

○議長（下川 安君） いいですかね、そういうことですので、1回保留案件としてですね、調査を事務局でしていただきたいということで、受付番号1番については、保留ということによろしいですか。

異議がない方は挙手をお願いしたいと思います。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

では保留とさせていただきます。

それから、続いて2番から8番について、何か皆さんから御意見、御質問があればよろしくお願ひいたします。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ2番から8番については、採決に移りたいと思います。

議第11号農地法第5条の規定による許可申請、受付番号1番については保留、それから2番から8番につきましては、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

採決の結果、異議なしで、1番については保留、2番から8番については異議なしと認め、議第11号につきましては、2番から8番については許可することに決定いたしました。

次に、議第12号農用地土地利用集積計画の決定についてを議題といたします。件数は96件です。それでは事務局より説明をお願いいたします。

○事務局次長（宮本真由美君） 事務局、宮本です。7ページをお願いいたします。

議第12号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和5年3月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

8ページから9ページの総括表、10ページから17ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。

今回は所有権移転が8件、19,215㎡、利用権設定が72件、225,461㎡、合計80件の244,676㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第1項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、皆さんから御意見、御質問がありましたらよろしくをお願いいたします。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移りたいと思います。

議第12号農用地利用集積計画の決定について、96件につきまして、原案どおり決定することに異議のない方は、挙手をよろしくお願ひします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。採決の結果、異議なしと認め、議第12号につきましては、原案どおり決定いたしました。

次に、議第13号空き家に付随する農地の指定についてを議題といたします。

申請件数1件です。事務局に説明をお願いします。

○事務局次長（宮本真由美君） 事務局、宮本です。18ページをお願いいたします。

議第13号空き家に付随する農地の指定について。農地法第3条第2項第5号に係る空き家に付随する農地指定申請について、別段の面積を設定し指定するものとする。令和5年3月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

天水町の申請人で、申請物件が天水町小天の畑149㎡です。申請理由に書いてありますとおり、今回、空き家に付随する農地の指定の申請が出ております。

以上です。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、委員の説明をよろしくお願ひします。

1番をよろしくお願ひします。

○推19番（坂門聡一君） 推進委員19番、坂門です。空き家に付随する農地の指定について御説明いたします。

去る1月31日に担当農業委員、丸山委員と私、推進委員、委員方と現地調査を

行いました。申請物件は、旧小天東小学校跡地から西へ100mほどの位置にあります。天水町小天の畑149㎡が申請地となっております。申請地そのものはですね、以前みかんの耕作をされていましたが、長年の耕作放棄状態で荒れておったため、空き家に付随する農地として指定するために、雑草雑木等の伐採をして、日照良好で荒廃もなく、下限の規定も通っております。この畑にですね、ちなみに空き家の通路を通らなければ奥に行けないところですので、空き家とともにですね、売却したいという御希望がありまして申請されています。

地域の農家の皆さんの公益的、また総合的な利用の確保に支障を来すことはないと思いますので、ないことを確認しておりますので、空き家に付随した農地として指定することに何ら問題ないものと考えます。

皆様の御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

空き家に付随する農地について、委員の説明が終わりましたが、皆さんから御意見、御質問ございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移りたいと思います。

議第13号空き家に付随する農地の指定についてを、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第13号につきまして、承認することに決定いたしました。

それから、ここで空き家に付随する農地の取り扱い要綱について事務局から、皆さんに御提案とか御意見を聞きたいということですので、よろしくお願いいたします。

○事務局次長（宮本真由美君） すみません、お手元に今日の配付資料一覧の中の2番ですけれども、先月は、この空き家に付随する農地の全体面積に係る取り扱い要綱の廃止する告知の案をお示ししましたけれども、今回お配りしておりますのは、最終決定版です。今後課内で決裁をとりまして、この告知で市役所前の掲示板に掲示をすることになります。

農地法のいわゆる下限面積という部分が、4月1日からは廃止になります。これまでは農地を3条で取得した場合には、大抵1年1耕作は自作をお願いしますということで運用しておりまして、この空き家に付随する農地に関しては、空き家バンクに登録した空き家とともに取得し、5年は耕作する必要があるということがあるため、5年間は耕作してくださいよ、というものになっておりました。今後はその

面積が小さくても農地として購入することができることになり、きちんと耕作しているかというのをどうやって見るかと言いますと、農業委員何人かから御提案いただいていたけれども、たった1年では本当に何ができるかわからないということで、せめて3年ぐらいしたら何か作物ができるんじゃないか、できるのを確認できるのじゃないかなということもありましたので、今、玉名市の運用上、1年1耕作ということで、自作の1年1耕作ということをおっしゃるけれども、ここをせめて3年3耕作ぐらいで、農業をしているよ、ちゃんと耕作をしているよというところを確認していこうかなと考えているところです。それに伴いまして、今、形状変更した場合にも、1年以上の耕作を見るまでは、農地以外への転用はできませんよという取り扱いを行っております。これは内規上で決めているものですが、この取り扱いを、玉名市の運用上で自作で3年3耕作以上はさせていただくというところで統一してはどうかあと考えているところですが、皆様の御意見をお聞きしたいと思います。

○5番（坂本正敏君） 許可したあとにでしょう。許可する前にじゃなくて。許可したあとに3年間耕作でしょう。それで3年間例えば作らっさんならだめですよ元に戻さるっつですか。

○議長（下川 安君） 3年間作ってくださいということで、要するに自作をしますということで3年間は皆さんで見守り、何も作っていなかったら、それはこちらでまた指導せなるとかなあとおっしゃるけれども、そういう指導をかけていかないといけないかなと思っています。せめて3年3耕作はしてくださいというふうに玉名市では運用しているんですよね。運用なので、そういう形で委員会としてもそういう運用で、あとは指導するとかそういう形で持っていきたいなどは思っております。許可したところは、農業委員や推進委員に1回は耕作しているかどうかを見てもらうことだと思いますので、要するに農地として守ってくださいということで、取り扱いをしていきたいと今、提案を事務局でしています。皆さんから何か御意見がありましたらよろしくお聞きしたいと思います。

○8番（本田多美子君） すみません、8番農業委員、本田です。

私もとても今、心配しているんですよ。5反以上の下限面積が全くなくなってしまって、農地をだれでも買える。例えば、企業さんでも多分目をつけていろんな所を買われる。それですぐ転用でいろんな資材置場とか、いろんなのがどんどんできて、農地が減ってしまうんじゃないかと、そういう心配をしています。

だから、玉名市だけでも内規があつて、しばりを少し強めるような関連方策とか、そういうのをやはりしていかなければ、いろんな人たちが良いところをどんどん買って、農地が減っていくんじゃないかなという、そういう危惧はしています。

○議長（下川 安君） こないだ12月まで精査していると、下限面積がなくなったときのやっぱりそういう恐れというか、心配はもう皆さん持っているので、今、全国農業会議所と農業関係者で何かそういうまだ協議をしているので、こういうふうにしてくれとか、こういう場合はこうしてくれとか、なんかそういうことを聞いたことあるんですよ。その中で、皆さんでやっぱり3年3耕作はとか、せめてそういうものを何かしてもらえないかなあという、説明があったみたいですけども、そういうことで何か今、そういう中で協議をしている最中だというふうには聞いています。やっぱりどうしても下限面積がなくなると農業する能力があるか、要するに従業日数150日などのしぼりがいろいろありますけれども、それを現実に見ていくか、今、下限面積がなくなったらやっぱり現実に見て許可するかどうか、そういうことが出てくると思うんですよ。

だから、3条もどうかなあということで、その運用を考えないかなかなと思います。3年3耕作ぐらいはやっぱりしてもらって農地を守ってもらう。それができない状態であれば、農業委員会としては指導をかけていくとかの運用をしていかなきゃいけないかなと思います。みんなが一番思っているのが、賃貸とか使用貸借で3条でするんだったら、それはそこを地主さんに言うて貸さんでくれとかできますけど、それが所有権移転で渡ってしまったらですね、なかなか厳しいなあというのが全国的になんか思っていることらしいです。今そういう状況だそうなので、そのへんのところをまた皆さん、委員会でも協議します。

○8番（本田多美子君） すみません、もう一回いいですか。今のお話でですね、さっきの5ページの1番の保留にしたクヌギの植栽の件でも全く一緒だと思うんですよ。こういうのがいっぱい出てきて、本当に農業をやるか、やはり転用がどんどん進んじやないかなと。これは、1番の案件は4月1日から5反要件が排除されたから、これは結構するっといくんではないか。

○議長（下川 安君） これは5条です。5条案件です。

○8番（本田多美子君） すみません、5条でした。3条じゃない、はい、わかりました。

○5番（坂本正敏君） 私も本田さんと同様でですね、やっぱり心配していて、この売買の前に賃貸をまずしてもらって、賃貸で3年契約で3期作って、ああ本当に作っているなあということが確認できたら売買のほうに進めるとよいと思います。

○議長（下川 安君） そういう意見もいっぱいあるそうです。例月農業会議か何かで何かそういう意見がいっぱい出ているそうなんですけれども。

○5番（坂本正敏君） 玉名市農業委員会ではそういうふうにしますという。

○議長（下川 安君） 法があるんでという話もありました。

○13番（中島浩輔君） 農業委員13番、中島ですけど、先ほど3条の5年間の3年間にしたらどうだろうかという、3年3耕作、この文章だけ見ていると、3耕作という形が連作ということは、一つ作ってそれを毎年その時期時期に収穫するやり方とか、そういうものをひっくるめて感覚として捉えていいのか。例えば、鉢物をずっと畑に並べて、4年、5年ずっと成木になる植木屋さんみたいな感じのやり方の農業、農業というか、そういうやつも耕作じゃなくて、3耕作じゃなくて連作みたいなね。形が、収穫というか収益はあるかなかかはわかりませんが。同じやつが3年間、5年間あって、それから生産するというか、そういう形もひっくるめて、この3年3作という3作の中に含めていいのか。

例えば、アスパラガスを露地で作って、ずっと3年間アスパラガスを作らないと、毎年植わしとったら収穫できないものですから、連作のやつという取り扱いも皆さんである程度感覚的なもので捉えていいのかとか、そのへんも文章だけ見ていたら、これは耕してまた何か作らないかとか、そういう感覚も無きにしても非ずじゃないかなと。そのへんをちょっとどういった場面がどうなのかということをちょっと御検討をお願いします。

○議長（下川 安君） すみません、3年3耕作の話ですけれども、今言ったように、3年3耕作だけが、農地として扱えるように3年間は守ってくださいと。普通はアスパラガスは1回植えるとずっと植えっぱなしですよ。それは1耕作なので、アスパラガスなんかそういう形ですと植えているんだろーと思いますけれども、それは3年3耕作の中に入っていると思いますけどね。

では、今、皆さんからの御意見が出ましたので、今度この総会で、皆さんに案を示して、こういう形でいいですかとしたいと思いますので、そういう形でいいですか。はい、ではよろしく願いいたします。

-----○-----

5. 報 告

○議長（下川 安君） それでは、次に、報告に移りたいと思います。

報告第6号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、報告第7号農地の形状変更届について、報告第8号許可不要転用届について、報告第9号荒廃農地の非農地通知についての272件につきまして、事務局より併せて報告をいたします。

○事務局次長（宮本真由美君） 事務局、宮本です。19ページをお願いいたします。

報告第6号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和5年3月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回、19ページから31ページまでの67件、合計189,971㎡の解約通

知を受理しております。

続きまして、32ページをお願いいたします。

報告第7号農地の形状変更について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。令和5年3月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回2件、531㎡を届出理由に記載のとおり受理しております。

続きまして、33ページをお願いいたします。

報告第8号許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。令和5年3月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回1件、1,763㎡のうち81㎡を農業用倉庫、進入路設置のため、許可不要転用届出を受理しております。

続きまして、34ページをお願いいたします。

報告第9号荒廃農地の非農地通知について。下記の土地は現況山林及び原野により、農地法第2条に規定する農地ではないことを通知したので報告します。令和5年3月6日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回34ページから45ページの202筆、計188,918㎡を農地に該当しないと判断し、所有者へ文書照会を行い非農地化に同意する旨の回答をいただきましたので、所有者へ非農地通知を送付するとともに、総会において報告の後、国・県・市の関係機関であります法務局、熊本県農地担い手支援課、玉名市税務課、農林水産政策課、玉名平野土地改良区に非農地化の旨を通知いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

-----○-----

7. 閉 会

○議長（下川 安君） これで本日本日の議案審議、それから報告が終わりましたので、これをもちまして令和5年第3回農業委員会総会を閉会します。

-----○-----

閉 会 午後4時43分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和5年3月6日

玉名市農業委員会会長 下川 安

農 業 委 員 土田 健一

農 業 委 員 田端 末雄

令和5年第3回玉名市農業委員会総会議事録

令和5年3月6日（月）午後3時30分 玉名市民会館 第1会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	下川 安	2番	高田 優子	3番	村上 孝夫	4番	岡田 正治
5番	坂本 正敏	6番	土田 健一	7番	田端 末雄	8番	本田多美子
9番	岡村 栄一	10番	澤村 哲志	11番	木村 昌治	12番	西本賢二郎
13番	中島 浩輔	14番	徳井 勝美	15番	境 浩之	16番	高島 尚
17番	中山 一久	18番	田上 靖晃	19番	丸山 和則		

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

なし

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推2	梅田 政次郎	推3	田中 正通	推4	小山 包昭	推6	縄田 伊知郎
推7	船津 和利	推8	上田 龍介	推9	平野 雅久	推10	嶋田 裕一
推11	柴尾 覚	推12	高本 昌揮	推13	宮永 義一	推14	東 直幸
推15	大家 泉	推17	永田 眞一	推18	後藤 雄一	推19	坂門 聡一

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1 水本 信之 推5 安田 謙二 推16 園田 勝義

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

次長	宮本真由美	係長	園木 俊範	参事	磯野 真悟
主任	大原 三和	会計年度任用職員	小山久美子		

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第9号 農地法第3条の規定による許可申請について
第10号 農地法第4条の規定による許可申請について
第11号 農地法第5条の規定による許可申請について
第12号 農用地利用集積計画の決定について
第13号 空き家に付随する農地の指定について

報 告

第6号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第7号 農地の形状変更届について
第8号 許可不要転用届について
第9号 荒廃農地の非農地通知について